



法第23条第3項（第三者提供の変更の通知・公表）

- 3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならぬ。

【本人が容易に知り得る状態に該当する事例】

- （事例1）ウェブ画面中のトップページから1回程度の操作で到達ができる場所への掲載等が断続的に行なわれていること。
- （事例2）事務所の窓口等への掲示、備付等が継続的に行なわれていること。
- （事例3）広く配布されている定期刊行物への定期的掲載を行っていること。



法第23条第4項関連（第三者に該当しないもの）

- 4 次に挙げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

《解説》 第三者に該当しないもの

以下の場合は、第三者に該当しないため、本人の同意又は第三者提供におけるオプトアウトを行なうことなく、情報の提供を行なうことができます。





(1) 委託（法第23条第4項第1号）

個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託する場合は、第三者提供に該当しません。ただし、個人情報取扱事業者は、委託先に対する監督責任が課せられます（法第22条）。

【委託に該当する事例】

（事例1）データの打ち込み等、情報処理を委託するために個人データを渡す場合。

（事例2）百貨店等が注文を受けた商品の発送のために、宅配業者に個人データを渡す場合。



(2) 事業の承継（法第23条第4項第2号）

《解説》事業の承継

合併、分社化、営業譲渡等により事業が承継され、それに伴って個人データが移転される場合は、第三者提供に該当しません。ただし、事業の承継後も、個人データが譲渡される前の利用目的の範囲内で利用しなければなりません（法第16条第2項）。

事業の承継のための契約を締結する前の交渉段階で、相手会社から自社の調査を受け、自社の個人データを提供する場合は、法第23条第4項第2号に該当せずに第三者提供となり得るため、注意を要します。

【事業の承継に該当する事例】

（事例1）合併、分社化により、新会社に個人データを渡す場合。

（事例2）営業譲渡により、譲渡先企業に個人データを渡す場合。



(3) 共同利用（法第23条第4項第3号）

《解説》共同利用

個人データを特定の者との間で共同して利用する場合、以下のア)～エ)の情報をあらかじめ（※1）本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いておくとともに、共同利用していることを明らかにしている場合は、第三者提供に該当しません。

※1 「あらかじめ」とは、「個人データの共同利用にあたりあらかじめ」をいいます。





【共同利用を行うことがある事例】

事例1) グループ企業で総合的なサービスを提供するために利用目的の範囲内で情報を共同利用する場合。

事例2) 親子兄弟会社の間で利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合。

事例3) 外国の会社と利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合。

ア) 共同して利用される個人データの項目。

例) 氏名、住所、電話番号。

イ) 共同利用者の範囲（本人からみてその範囲が明確であること、明確であれば必ずしも個別列挙が必要ない場合もある。）

ウ) 利用する者の利用目的（共同利用する個人データのすべての利用目的）。

エ) 個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称（共同利用者の中で、第一次的に苦情の受付・処理、開示・訂正等を行う権限を有する事業者を、「責任を有する者」といい、共同利用者の内部の担当責任者をいうのではない。）

法第23条第5項（共同利用の利用目的の変更）

5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

《解説》共同利用の利用目的等の変更

※ 共同利用に関する上記ア) イ) については、変更することができませんが、ウ) エ) については、社会通念上、本人が想定することが困難でないと認められる範囲内で変更することができ、変更する前に、本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置かなければなりません。



Point !

共同利用（法第23条第4項第4号）

不動産業では、マンションや戸建分譲販売などにおいて、個人データを「特定の者との間で共同利用する場合」があります。例えば不動産分譲における「売主」と「販売会社」との間での共同利用や、また、グループ会社間。

この場合、共同利用者間での個人データの提供を個人データの「第三者提供」ではなく、個人データの「共同利用」とすることが可能です。個人データの「共同利用」する場合には、上記ア)～エ) のほかに、「共同利用する旨」を個人情報取得段階で明示するか、あらかじめ本人に通知し、本人が容易に知り得る状態に置く必要があります。

なお、このように共同利用する場合は、共同利用者間において、個人データの取扱及び利用に関する、ルール作りと安全管理措置をしっかり決めておく必要があります。



[10] 法第24条関連（保有個人データに関する事項の公表等）

《復 習》保有個人データとは

保有個人データとは、個人情報取扱事業者が、本人又はその代理人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべてに応じができる権限を有する「個人データ」をいいます。

（保有個人データに関する事項の公表等）

第二十四条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- 一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称
 - 二 すべての保有個人データの利用目的（第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）
 - 三 次項、次条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続（第三十条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
 - 四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの
- 2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに当該する場合は、この限りではない。
- 一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
 - 二 第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合
- 3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

Point !

レインズや ZeNNet に物件情報を掲載する場合、物件情報を掲載する本人のパソコン等で管理しているデータが、「保有個人データ」に該当します。したがって、保有個人データについての開示等の請求を受けるのは、指定流通機構や協会のサイト運営者ではなく、宅地建物取引業者自身です。





法第24条第1項（保有個人データに関する本人への通知）

（保有個人データに関する事項の公表等）

第二十四条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- 一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称
- 二 すべての保有個人データの利用目的（第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）
- 三 次項、次条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続（第三十条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

※政令第5条

法第24条第1項第4号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

1. 当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
2. 当該個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

《解説》保有個人データに関する本人への通知

個人情報取扱事業者が保有している個人データは、法第24条第1項各号所定の事項について、本人が容易に知り得る状態にしておく必要があります。

「本人が容易に知り得る状態」とは、ウェブ画面への掲載、又は事務所等の窓口等へ掲示、パンフレット等への掲載により断続的おこなわれていることが必要です。また、ここでの「本人が容易に知り得る状態」は、本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含みます。

Point !

施行前から保有している個人情報については、法施行時に個人情報の取得行為がなく、法第18条（利用目的を本人に通知、又は公表）の規定が適用されません。しかし、保有個人データに該当するのであれば、施行時に法第24条第1項（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）の措置を講じる必要があります。





【本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置くべき事項】

1・個人情報取扱事業者の氏名又は名称。

2・すべての保有個人データの利用目的。

(ただし、法第18条第4項第1号～第3号に記載されている事項を除く)

3・保有個人データの利用目的の通知及び保有個人データの開示に係る手数料の額(※1)並びに開示等の求め(※2)の手続。

※1 手数料の額の例として、行政機関が保有する情報の公開に関する法律では、手数料は300円となっています。ただし、開示実施手数料は別途発生します。なお、手数料額を本人の知り得る状態に置かなければならないのは、手数料額を「定めた場合」に限るとされています。

※2 「開示等の求め」とは、保有個人データの利用目的の通知、開示、保有個人データの内容の訂正、追加又は削除、保有個人データの第三者への提供の停止の求めをいいます。

4・保有個人データの取扱に関する苦情及び問い合わせの申出先。

(個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体(※3)に所属している場合は、その団体の名所及び申出先も含む。)

※3 「認定個人情報保護団体」制度について。

苦情処理業務等、個人情報の適正な取扱いの確保を目的として業務を行なう民間団体に対し、主務大臣が認定する制度であり、この制度の設置により、当該業務の信頼性を確保し、民間団体による個人情報保護の推進を図ろうとするものです。

【本人が知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に該当する事例】

(事例1) お問い合わせ窓口を設置し、問い合わせがあった場合に、口頭又は文書で回答できる体制をとって置くこと。

(事例2) 店舗にパンフレットを備えて置くこと。





法第24条第2項・第3項関連（保有個人データの利用目的の通知）

（保有個人データの利用目的の通知）

- 2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに当該する場合は、この限りではない。
 - 一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
 - 二 第十八条第四項第一号から第三号までに当該する場合
- 3 個人情報取扱事業者は、前号の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

《解説》保有個人データの利用目的の通知

個人情報取扱事業者は、以下の①～④を除き、本人から、自己が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、遅滞なく、本人に通知しなければなりません。
また、通知しない旨を決定したときも、遅滞なく、本人に通知しなければなりません。

以下の場合は、利用目的の通知をする必要がありません。

- ① 法第24条第1項の措置により、自己が識別される保有個人データの利用目的が明らかである場合。
- ② 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他権利利益を害するおそれのある場合。
- ③ 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は利益が侵害されるおそれがある場合。
- ④ 国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であり、協力する民間企業等が国の機関等から受け取った保有個人データの利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。



[11] 法第25条関連（保有個人データの開示）

（開示）

第二十五条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

政令第6条

法第二十五条第1項の政令で定める方法は、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）とする。

《解説》保有個人データの開示

個人情報取扱事業者は、本人から、自己が識別される保有個人データの開示（存在しないときはその旨も含む。）を求められたときは、本人に対して、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときはその方法（※1））により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければなりません。

※1 「開示の求めを行った者が同意した方法があるときはその方法」について

開示の方法としては、求めを行った者が同意している場合には電子メール、電話等様々な方法が可能であり、書面の交付による方法は同意がなくても可能との意味です。

Point !

法第25条第2項「当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」の事例

(事例) 同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の求めがあり、事実上問い合わせ窓口が占有されることによって他の問い合わせ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合。

【不動産業に係わるQ&A】

Q1・個人データの開示請求が本人からあった場合、本人確認が必要ですがどのような確認方法が良いでしょうか？

A1 本人の確認方法として、

- ① 来所：運転免許証、保険証、パスポート等
- ② オンライン：IDとパスワード
- ③ 電話：一定の登録情報（生年月日等）及びコールバック
- ④ 郵送：運転免許証のコピーと住民票

上記の方法等で、必ず本人確認をしてから保有個人データの開示を行なうよう注意が必要です。

Q2・保有個人データに対する、開示請求に応じる期間はどのように考えるのが適当でしょうか？

A2 開示の求めに応じる方法及び手続を、あらかじめ定めておき（法第29条）、それにしたがって対処すべきです。例えば、原則として利用目的に必要な範囲内で保存期間を定め、当該保存期間経過後又は当該利用目的を達成した後は、消去することを勧めます。反対に、保有個人データが存在している場合には、開示請求に応じなければならないということになります。